

## 規制シート(様式)

190195700790001

平成28年12月27日

規制の名称	高速自動車国道法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	道路局路政課長 鎌原宜文
規制目的	高速自動車国道に関して、道路法(昭和27年法律第180号)に定めるもののほか、路線の指定、整備計画、管理、構造、保全等に関する事項を定め、もって高速自動車国道の整備を図り、自動車交通の発達に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	高速自動車国道法は、上記を目的として策定された法律であり、主な規制事項は以下のとおりである。 第11条の2等は、高速自動車国道との連結の制限について定めている。自動車の高速交通の用に供するための道路である高速自動車国道について、その機能が最大限発揮されるよう、連結させることができる施設を限定するとともに、連結の許可に係る基準等を定めている。	関連する予算	地域連携道路事業費等
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	本法の規制は、国民の重要な共有財産である道路の構造の保全、危険防止等の目的のため必要不可欠なものであり、その内容も合理的なものであることから、引き続き規制の維持が必要と考えられる。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		